

## 日本学術会議新期会員の任命拒否について（声明）

2020年10月9日

公益社団法人部落問題研究所

理 事 会 ・ 研 究 委 員 会

日本学術会議が、日本学術会議法の規定に基づいて推薦した新期会員候補者の中の6人を、菅義偉内閣総理大臣が任命しないという事態が起きました。

これについて、日本学術会議は、10月2日の総会で、①推薦した候補者が任命されない理由の説明、②任命されていない候補者の速やかな任命を求める要望書の提出を決め、菅首相宛てに提出しました。

日本学術会議が推薦した候補者を任命しないことは、会員は同会議の「推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する」という日本学術会議法の規定に反するものです。そして、この会員任命方法に関する規定は、同法が規定している、学術会議が政府から独立して職務を行うための必須の前提となるものです。

1949年に日本学術会議が創設されたのは、戦前の歴史のなかで、自由主義思想を理由に京都帝国大学教授が文部省により免官処分を受けた滝川事件など学問研究の自由が政府によって侵害されたこと、学界・研究者自身が戦争に協力したことに対する痛切な反省の上に立つものでした。それは、「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と連携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と宣言した日本学術会議法前文に端的に示されています。そのために核心的に重要なことは、日本国憲法第23条の「学問の自由は、これを保障する」という規定を生かすことです。

公益社団法人部落問題研究所は、「部落問題を始めとする人権問題の学術的な調査研究及びその成果を普及する事業を行い、もって日本の民主的発展に寄与することを目的とする」学術研究機関（定款）です。部落問題研究所は、理事会と研究委員会の名において、その創立理念と学術研究機関としての使命の自覚に立って、今回の事態を重視し、「学問の自由」を守るため、内閣総理大臣が日本学術会議の要望を速やかに受け入れることを求めます。